

## ○西川町建設工事低入札価格調査制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、西川町が発注する建設工事(以下「工事」という。)の契約の締結にあたり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、落札者を決定するために行う調査(以下「低入札価格調査制度」という。)に関し、必要な事項を定める。

### (対象となる工事)

第2条 この要領は、設計金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)が5,000万円以上で競争入札に付する工事(以下「対象工事」という。)を対象とする。

### (調査基準価格)

第3条 契約担当者(西川町契約に関する規則(昭和39年3月町規則第6号)第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、対象工事を入札に付す場合は、あらかじめ発注案件ごとに、応札された価格では当該対象工事に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを調査する基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるとともに、予定価格書に当該調査基準価格を記載するものとする。

### (調査基準価格の算定等)

第4条 調査基準価格は、次の各号の規定により算定した額とする。

(1) 設計金額を算出するときの基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該設計金額に10分の9を乗じて得た額とし、設計金額に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、当該設計金額に10分の7を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額相当額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 対象工事における調査基準価格が、工事の性質上、前号に規定する算出方法により難しいものについては、前号の規定にかかわらず、対象工事ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合を当該対象工事の設計金額に乗じて得た額とする。

2 対象工事を担当する課等の長(以下「担当課長」という。)は、対象工事にあつては、競争入札に付する工事に係る低入札基準価格計算書を作成するものとする。

### (入札参加者への周知)

第5条 契約担当者は、対象工事の入札に係る入札公告には低入札価格調査制度を適用する旨を記載するとともに、入札説明書又は指名通知に次の各号に掲げる事項を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

(1) 低入札価格調査制度を適用すること。

(2) 調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行った上で落札するか否かを決定すること。

(3) 調査基準価格を下回る価格の入札者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならないこと。

(4) 調査基準価格を下回る価格の入札者は、調査の結果により落札者としがない場合があること。

(5) 調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務は認めないこと。

(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応)

第6条 入札執行者は、対象工事の入札において最低価格が調査基準価格を下回った場合は、落札の決定を保留するとともに、入札参加者全員に対してその旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告知して入札を終了するものとする。

2 入札執行者は、前項の規定により落札の決定を保留した場合は、調査基準価格を下回る価格の入札参加者全員に対し、次の各号に掲げる事項を告知するものとする。

(1) 低入札価格調査制度に基づく調査対象となること。

(2) 落札決定を受けるためには、調査に応じなければならないこと。

(3) 調査は、当該対象工事の担当課長が所管すること。

3 入札執行者は、第1項の規定により落札の決定を保留した場合は、入札終了後直ちに当該工事の担当課長にその旨を報告するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 担当課長は、前条第3項の報告を受けたときは、当該最低価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)について、当該入札価格では当該対象工事の契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないか調査するものとする。

2 前項の調査は、積算内訳書を提出させ、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 対象工事付近における手持工事の状況

(3) 対象工事に関連する手持工事の状況

(4) 対象工事の施行箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)

(5) 手持資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(7) 手持機械及び手持設備の状況

(8) 労務者の具体的な供給見通し

(9) 過去に施工した公共工事名、発注者及び工事成績の状況

(10) 建設副産物の抛出地

(11) 経営内容

(12) 経営状況(取引金融機関、保証会社等へ照会するものとする。)

(13) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、納税状況、その他)

(14) その他必要な事項

(選定審査会への付議)

第8条 担当課長は、前条の調査結果を西川町建設工事等指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)へ付議するものとする。

(落札者の決定及び通知)

第9条 入札執行者は、前条の審査会による審議の結果について通知を受け、当該最低価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、直ちに最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、前項の通知を受け、当該最低価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないと認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格により入札した他の者のうち最低の価格により入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第7条から本項までの規定を準用する。

3 契約担当者は、第1項の規定により最低価格入札者を落札者と決定したときはその旨を、前項の規定により次順位者が落札者となった旨を入札者全員に低入札調査基準価格を下回った入札に係る審査結果並びに落札者の決定について通知するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成30年4月1日施行)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。